

アマチュアの写真等に支払う金銭

一部の企業では社内用、時には販売用のカレンダーに掲載する写真等を外注せず、社員や知人、公募したアマチュア等が撮影したものを使用することがあるようです。この場合、**提供者に対して支払った金銭**については少額でない限り、**原則として源泉徴収の対象**となります。

賞金、報酬、給与等のうちどれに該当するかは個別の判断となりますが、①カレンダーが**非売品**であるかどうか、②写真等の**募集形態**、③支払う**金額**、④**使用目的**、等がポイントになります。

例えば、**全国のアマチュアを対象としたコンクール**を開催し、金賞から佳作までの上位12個の写真をカレンダーに掲載することにします。

そのカレンダーや写真は会社の宣伝に使用することとしており、金賞には100万円、銀賞には70万円など、各賞に応じて金銭を支払った場合、その金銭は**賞金**となるため、支払った額から50万円を差し引いた残額に10.21%を乗じた額を源泉徴収します。

ただし、**50万円以下であれば、源泉徴収しなくてもよい**とされています。

また、社内用や得意先への配布用のカレンダーを作る際に、社員全員を対象に社内コンペティションを開催し、選ばれた上位12個の写真に対して一定の金額を支払った場合も賞金として取り扱われることになりそうです。

ただし、このカレンダーを販売する場合には、**事業関連性が高い**ため、**給与**とされます。さらに、売上に応じて支払う金額も増えるときは、**報酬**と取り扱われることもあります。

なお、冒頭の源泉徴収不要となる**“少額”**とは、1回に支払うべき金額がおおむね**5万円以下**であるものとされています。



・クイズ番組で100万円獲得！税金は？

ふとしたきっかけで、**素人クイズ番組に出演**。とんとん拍子に進み、なんと優勝してしまいました。

「おめでとうございます！賞金100万円獲得です！」

はたして、税金はかかるのでしょうか。



・まずは、源泉徴収

実際に受け取る際に、賞金等の額から50万円を差し引いた残額に10.21%の税率を乗じて算出した**所得税及び復興特別所得税が源泉徴収**されます。

$(1,000,000円 - 500,000円) \times 10.21\% = 51,050円$

ちなみに、賞品の場合は「時価×60%」になります。

賞金額が50万円以下であれば天引きされる源泉所得税はありません。

・還付されるの？

給与所得者は年末調整によってその年の課税所得に対する所得税額が計算されるため、確定申告の必要はありませんが、他に所得がなく、賞金100万円をゲットした！という場合、**確定申告をすれば税金は還付**されます。

優勝賞金は**一時所得**になります。

$(1,000,000円 - 500,000円) \times 1/2 = 250,000円$

他に所得がなければこの金額が合計所得金額となり、さらに、基礎控除の38万円が控除されますので、課税所得金額は0円となり、源泉徴収された税金は全額還付されます。忘れず確定申告を行きましょう。

なお個人でもプロないしはセミプロの場合は一時所得ではなく事業所得（副業であれば雑所得）に該当します。

この場合、50万円の控除や1/2課税はなくなりますが、一時所得に比べると間接的な経費も含めることができるので経費の幅は広がることになります。

・こんなコンテストも！！応募されてみては。

賞金100万円！テーマは「癒し」アイデアカフェ・コンテスト

「癒し」をテーマにした新しいカフェのアイデアを募集
たまご落としコンテスト

3階から生たまごを落下させても割れない工夫をする
おもしろ文字コンテスト

子どもたち自身のキモチを表現した、世界にひとつだけのオリジナル文字を募集

